

2021年度 法科大学院

第2期入学試験問題

1 時限

憲法

(論文式)

試験時間 50 分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[憲法]

かつて、公衆浴場法第2条は、以下のように規定していた。第1項「業として公衆浴場を経営しようとする者は、・・・都道府県知事の許可を受けなければならない。」第2項「都道府県知事は、公衆浴場の・・・設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。・・・」第3項「前項の設置の場所の配置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。」

この規定を受けて Y 県が「公衆浴場法第2条並びに第3条に規定する基準条例」を制定し、その第3条において、「公衆浴場の設置の場所の配置の基準は、既に許可を受けた公衆浴場から市部にあつては250メートル以上、郡部にあつては300メートル以上の距離とする。」と定めていた。

これらの規定の憲法適合性について、判例の立場を示したうえで、あなた自身の見解を述べなさい。

なお、昭和30（1955）年1月26日最高裁判所大法廷判決（刑集9巻1号89頁）は、公衆浴場の開設に関するこの種の距離制限の趣旨を、公衆浴場の過当競争と経営悪化による衛生設備の低下等を防止するためと捉えているが、平成元（1989）年に下された小法廷判決の中には、その時点の公衆浴場業を斜陽産業とみて、距離制限の目的を衰退しつつある業種の保護と捉えるものもある。